



# 熊取町第2次男女共同参画プラン

## 熊取町DV防止基本計画 (ドメスティック・バイオレンス)

男女がともにあゆむための意識づくり



あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備



DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり



熊取町マスコットキャラクター  
メジーナちゃん



熊取町マスコットキャラクター  
ジャンプ君

2013(平成25)年3月

概要版

# 男女共同参画社会における町のめざす姿

男女がその個性と能力に応じてさまざまな生き方を自由に選択でき、協力しあいながら責任を分かち合うことができる、人権尊重のまち

## ● 基本理念 ●

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

## ● 計画の役割 ●

本町における男女共同参画社会の実現に向けての「施策の基本的方向とその推進方策」を定めます。

## ● 計画期間 ●

計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とする。  
また、適切な推進を図るため、社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しをするものとする。

## 男女共同参画推進条例

熊取町では、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めるために平成25年3月に「男女共同参画推進条例」を制定し、平成25年4月1日から施行しています。

### 町の責務

- ① 男女共同参画の施策の推進
- ② 町民、事業者、教育関係者との協力

### 町民の責務

- ① 男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において推進に努める
- ② 町が実施する推進施策に協力

### 事業者の責務

- ① 男女共同参画について理解を深め、事業活動の場において推進に努める
- ② 町が実施する推進施策に協力

### 教育関係者の責務

- ① 教育を行うにあたり男女共同参画の推進に配慮する
- ② 町が実施する推進施策に協力

## 基本的方向 1

# 男女がともにあゆむための意識づくり

男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、男女共同参画の視点に立ったあらゆる分野での意識づくりの啓発活動、次代を担う世代への男女平等の視点に立った教育を推進します。

### 施策の方向

- (1) 男女共同参画のための住民の意識づくり
- (2) 学校教育、幼児教育・保育における男女共同参画の推進
- (3) 地域・家庭における男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画のための職員の意識づくり
- (5) 防災・環境分野における男女共同参画
- (6) 国際的な視点での男女共同参画の推進



### 数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調 査 時 期	数 値	達 成 時 期
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合	16.6%	H23	50%	H34
男女共同参画プランの認知度（言葉と内容を知っている方）	8.8%	H23	50%	H34

## 基本的方向 2

# あらゆる分野における 男女共同参画のための環境整備

女性の参画の拡大や雇用の分野における男女機会均等や処遇の確保、また、従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現できるように推進します。

### 施策の方向

- (1) 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
- (2) 男女の心と身体への健康づくり
- (3) 就労における男女共同参画の推進
- (4) 仕事と家庭の両立支援
- (5) 地域社会における男女共同参画の推進



### 数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調 査 時 期	数 値	達 成 時 期
審議会等委員への女性の登用	16.7%	H24	40%	H34
ワーク・ライフ・バランスの認知度	26.6%	H23	50%	H34

## 基本的方向 3

# DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり 【熊取町DV防止基本計画】

DV行為は重大な人権侵害であり、被害者に精神的な大きなダメージを与えるとともに、子育て家庭においては、その子どもに心理的虐待を与え、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えることから、暴力と人権侵害を許さない意識を醸成するための学習機会の提供や暴力に悩む被害者への支援を推進します。

### 施策の方向

- (1) 女性に対するあらゆる形態の暴力と人権侵害を許さない環境の整備と啓発
- (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者への支援



### 数値目標の設定

項目	現 状		目 標	
	数 値	調 査 時 期	数 値	達 成 時 期
配偶者からの暴力の防止等に関する法律（DV防止法）の認知度	35.4%	H23	100%	H34



## 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマークです。

女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する意志を表しています。

## 計画の推進にあたって

本計画を総合的、効果的に推進するためには、行政内部の連携・住民相互の繋がりと住民の理解・協力が不可欠です。男女共同参画社会を実現するための諸課題は広範囲にわたります。庁内の関係各部署との連携を図るとともに、施策の進捗状況を的確に把握し評価しながら、本計画を推進していきます。

### 1. 庁内推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内の部署の連携を緊密にし、全庁的に取り組んでいきます。また、定期的に各部署における施策の進捗状況の把握に努めます。

さらに、「男女共同参画推進審議会」を設置し、その施策の進捗状況の検証など、本計画の進行管理を行います。

### 2. 住民相互と行政との連携

計画の推進のためには、住民相互の連携と住民の理解・協力が不可欠です。町内の各種団体との連携を図り、住民に計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、住民の意見・要望をできるだけ施策に反映していきます。

### 3. 国・府等との連携

国・府・関係機関等との連携を深め、施策の充実を図ります。

## 「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

発行：2013(平成25年)年3月

熊取町野田1丁目1番1号 熊取町総務部人権推進課

☎ 072-452-1004(直通)